佐賀県告示第343号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 7 月 2 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 7 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 失効する知事指定薬物の名称
  - (1) 化学名 1 (3,4 ジメトキシフェニル) 2 (メチルアミノ)プロパン 1 オン(通称名:3,4-Dimethoxymethcathinone)及びその塩
  - (2) 化学名 1 ペンチル N (キノリン 8 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名:THJ)及びその塩類
  - (3) 化学名 エチル = 2 [ 1 ( 5 フルオロペンチル ) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド ] 3 メチルブタノアート(通称名:5F-AEB、5F-EMB-PINACA)及びその塩類
  - (4) 化学名 メチル = 2 [ 1 (4 フルオロベンジル) 1 H イン ダゾール 3 カルボキサミド] 3,3 ジメチルブタノアート(通称名: MDMB-FUBICA)及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。